

最高裁秘書第3049号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第20号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年4月14日（令和3年度（最情）諮詢第3号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第20号）

件名：裁判官の辞表の書式を定めた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判官の辞表の書式を定めた文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年3月8日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出については、「裁判官が最高裁判所に任期中の退官を願い出る際の書式を定めた文書（最新版）」と整理した。任期中の退官を願い出る際の書式は定められておらず、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年4月14日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 審議

④ 同年9月24日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出について、「裁判官が最高裁判所に任期中の退官を願い出る際の書式を定めた文書（最新版）」と整理したことであるが、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。裁判官が退官を願い出る際の書式については、その事柄の性格上、作成する必要性は認められないから、任期中の退官を願い出る際の書式は定められていないとする最高裁判所事務総長の説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子